

篠崎公園地区高規格堤防と一体の土地区画整理における宅盤高さの基準を公平に定めることを求める陳情

(建設委員会付託)

受 理 番 号 第 8 号

受理年月日 令和 5 年 6 月 1 2 日

付託年月日 令和 5 年 6 月 2 0 日

陳 情 者

陳 情 原 文 篠崎公園地区では高規格堤防、土地区画整理、公園、道路、緑地が関係する「篠崎公園地区まちづくり」事業が施工中であり、いよいよ今年度は第一次盛土工事が着手されようとしています。第一次盛土工事は高規格堤防盛土の上に土地区画整理事業により宅地造成がなされる箇所にあたります。

篠崎公園地区まちづくりの模型が工事説明会などで展示されていました。その模型で第一次盛土の付近の斜面を堤防天端を起点として宅地側に辿ってみると、公園事業盛土が現況堤防の高さから始まり、川から離れるに従って低くなっていき、土地区画整理の施工地区が始まる地点で、第一次盛土になっています。その始まるの地点では、公園の盛土と土地区画整理の施工地区の盛土が同じ高さになっています。このことは、模型だけではなく、東京都の図面によっても、国土交通省の図面によっても確認することができます。

高規格堤防盛土は計画堤防高を基準として、高規格堤防設計水位（計画堤防高を基準とする越流水深）が 1 5 c m の時には越流洗堀の限界剪断応力に対応して約 3 0 倍（高さ：幅が、1：2 8 . 2）の傾斜により基本断面形が定められ、高規格堤防の法面の高さが決まります。耐越水性能の限界は越流水深がたった 1 5 c m なのです。高規格堤防と一体の土地区画整理においては、土地利用との調整を図り、画地に対応した高規格堤防基本断面形の高さの最も高い高さを基準としてその高さと水平になるように宅盤高さが整備されると聞いています。北小岩一丁目東部土地区画整理の時の宅盤高さはその基準が守られています。一方、公園盛土は現況堤防高を起点として高規格堤防盛土よりも緩い傾斜で盛土がなされようとしています。この付近の現況堤防高は計画堤防高より 2 m 程高くなっていますので、公園盛土は高規格堤防盛土の上にさらに少なくとも 2 m 程の追加の盛土がなされることとなります。そうすると、第一次盛土が始まる地点での盛土の高さは高規格堤防盛土の上に少なくとも 2 m 程の追加の盛土がなされることとなります。この盛土は高規格堤防盛土でもなく、高規格堤防の標準断面に擦り付けた土地区画整理の宅盤高さでもな

(裏面に続く)

い、追加の盛土になります。もちろん公園の盛土でもありません。

高規格堤防と一体の土地区画整理において、高規格堤防の定めによって宅盤の高さが定められるということであれば、宅盤の高さが公平に定められていると言えると思いますが、高規格堤防盛土よりもさらに追加の盛土が画地により異なって定められるとなると、盛土高さの公平性が失われることになるように思います。盛土の高さに関しては地権者により様々な要望が出てくることが予想されます。だからこそ、ある一定の規範・基準に基づいた、公平性を担保した宅盤高さの定め方が重要になってくると思います。

模型の元図として江戸川区から示された図面では、公園盛土が第一次盛土に向かって10m手前から1：4の斜面で高規格堤防盛土の高さになるように示されていました。高規格堤防と一体の土地区画整理においては、宅盤盛土高さを高規格堤防基本断面形に沿うように定めることが公平性を保つ上で重要であると思います。

公平性を担保するために、事業に関わりのある土地の権利者に対して、また望むべくはより広く、説明会もしくは懇談会等によりあらかじめご説明なされるようお願い申し上げます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 高規格堤防と一体の土地区画整理における宅盤高さ基準を公平に定めることを求めます。
- 2 事業説明会もしくは懇談会等によりあらかじめ権利者等への説明を広く行うことを求めます。